

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

安曇野市

安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

まえがき	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 今後の農業の基本的な方向	1
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	1
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	2
4 地域農業のあり方	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	3
2 農業経営指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の基本的指標	10
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	10
2 農業経営指標（新規就農計画）	11
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2 市が主体的に行う取組	12
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集等	13
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	14
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	14
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1 農業経営基盤の強化の促進に関する法律第18条第1項の協議の場の設置の方法 第19条の第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他第4条第3項第1号に 掲げる事業に関する事項	15
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	17
第6 従前の利用権設定等促進事業の適正な管理に関する事項	

1	利用権設定等促進事業に関する事項	19
2	農用地利用集積計画に関する事項	20
3	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	23
4	農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
第7	その他	23

別紙1、2

まえがき

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）及び、長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、安曇野市農業の現状に沿って、今後10年間を見据えて、農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定めるものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置し、おおむね平坦な複合扇状地となっており、北アルプスを源とする豊富な水と、世界かんがい施設遺産に登録された拾ヶ堰をはじめとする用水、肥沃な大地に恵まれて、信州の穀倉地帯として集落が形成されてきました。

気候は、気温の年較差・日較差が大きく、適度な降水量により、様々な農作物の栽培に適した条件がそろっているため、水稻をはじめ野菜・花き・果樹の産地化を進めてきました。また、湧水地帯では、日本一の生産量を誇るわさびの生産地として発展してきました。

しかし、本市の農業就業人口は平成27年（2015年）で4,212人と5年間で14.5%減少するとともに、農業就業人口に占める65歳以上の割合が、平成27年（2015年）現在72.8%と全国平均63.5%を9ポイント上回るなど、引き続き高齢化や離農が進行している状況です。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営展開する中核的経営体を育成し、併せて「地域計画」を進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、他産業従事者とおおむね均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：500万円 年間労働時間：2,000時間

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたりおおむね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体あたりおおむね350万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指

すものとしします。

組織経営体では、主たる従事者 1 人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとしします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

安曇野市では、地域の話合いによって「地域計画」を進め、地域の中核的経営体を明確化するとともに、定年帰農者、女性農業者等の掘り起こしにより中核的経営体の確保育成を図ります。

地域の多様な経営体を支援するために、農業委員会、農業協同組合、松本農業農村支援センター等農業関係機関と十分な相互の連携のもと指導を行う体制を編成し、効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時のリスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も、継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 10 名確保することを目標としします。

4 地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

①普通作物

市内の多くを占める田園地帯において、中間管理権の設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

②果樹

りんご栽培を主に果樹団地が形成され、安曇野りんごとしてブランドが構築していることから、産地の維持継承を図るとともに、新たな品種、密植栽培等の導入により生産量の拡大

を図ります。その他の果樹についても、農薬の適正利用を図るとともに、近年の気象変動を踏まえ、ワイン用ブドウなどの生産拡大を図ります。

③施設園芸作物

近年急速に生産量が拡大している夏秋いちごをはじめとする施設園芸は、低コスト省力生産技術・施設の導入による経営力向上、ブランド力を生かしたマーケティングにより経営の安定化を図ります。

④露地園芸作物

玉ねぎ、ジュース用トマトなど水稲に代わる作物として生産拡大を図り、省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、団地化、雇用労働力の調整とともに産地の体質強化を図ります。日本一の生産量を誇るわさびについては、限られた湧水地帯での生産量を確保し、ブランド力の向上を図ります。

(2) 地域農業のあり方

安曇野市では、高齢農家・自給的農家等は、作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かい、さらに主体であった兼業農家が減少し、土地持ち非農家等も相当発生するものと見込まれ、農家の多様化が一層進行すると予想されます。

これらに対応するため「地域計画」の推進を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確化するほか、集落協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組を含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産物加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保と、高付加価値化に向けた検討も重要です。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年帰農者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①～⑤を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ①中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向
- ②集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める方向
- ④農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する方向。
- ⑤自然的な生活を好む移住者等の誘致を進める方向。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本整備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事者の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度への加入及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

2 農業経営指標

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲 +小麦(大麦) +大豆 +作業受託	20ha (5ha)	水稲 12ha 麦 8ha 大豆 8ha 作業受託 5ha	2.0	1.0	5,000	8,000	
2	水稲 +小麦(大麦) +そば +作業受託	20ha (5ha)	水稲 12ha 麦 8ha そば 8ha 作業受託 5ha	2.0	1.0	5,000	8,000	
3	りんご	220a	りんご 220a	1.0	1.5	5,000	8,000	
4	りんご+もも	200a	りんご 140a もも 60a	1.0	1.5	5,000	8,000	
5	りんご+なし	200a	りんご 130a なし 70a	1.0	1.5	5,000	8,000	
6	りんご+ぶどう	220a	りんご 160a ぶどう 60a	1.0	1.5	5,000	8,000	
7	りんご+水稲	350a	りんご 150a 水稲 200a	1.0	1.5	5,000	8,000	
8	たまねぎ +他の野菜 +水稲	620a	たまねぎ 100a 他の野菜 20a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
9	ジュース用トマト +他の野菜 +水稲	580a	トマト 50a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
10	アスパラガス +他の野菜 +水稲	570a	アスパラガス 40a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
11	スイートコーン +他の野菜 +水稲	590a	スイートコーン 60a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
12	採種(たまねぎ他) +他の野菜 +水稲	580a	採種 50a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
13	セルリー(施設及び露地) +他の野菜 +水稲	620a	セルリー 100a 他の野菜 20a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
14	いちご(夏秋)	30a	いちご 30a	2.0	0.5	5,000	8,000	
15	施設野菜 (きゅうり、トマト、葉菜類等)	30a	ハウス 30a (2回転)	2.0	0.5	5,000	8,000	
16	カーネーション +他の花卉 +水稲	560a	カーネーション 40a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
17	ストック(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	590a	ストック 70a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
18	キク(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	570a	キク 50a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
19	ワサビ	100a	ワサビ 100a	1.0	2.0	5,000	8,000	
20	ワサビ+水稲	250a	ワサビ 50a 水稲 200a	1.0	2.0	5,000	8,000	
21	酪農	—	搾乳牛 40頭 育成牛 15頭	2.0	1.0	5,000	8,000	
22	酪農+水稲	—	搾乳牛 25頭 育成牛 10頭 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
23	肉専用種肥育(牛)	—	黒毛和種 常時飼育135頭	1.0	1.0	5,000	8,000	
24	肉専用種肥育(牛)+水稲	—	黒毛和種 常時飼育 90頭 水稲 500a	1.0	1.5	5,000	8,000	
25	養豚一貫	—	母豚 120頭	1.0	2.0	5,000	8,000	
26	水稲 +小麦(大麦) +大豆 +作業受託	10ha (3ha)	水稲 6ha 麦 4ha 大豆 4ha 作業受託 3ha	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
27	水稲 +小麦(大麦) +そば +作業受託	10ha (3ha)	水稲 6ha 麦 4ha そば 4ha 作業受託 3ha	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
28	りんご+ぶどう	130a	りんご 80a ぶどう 50a	1.0	1.5	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
29	ジュース用トマト +他の野菜 +水稲	160a	トマト 40a 他の野菜 20a 水稲 100a	1.0	2.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
30	キク(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	150a	キク 40a 他の花卉 10a 水稲 100a	1.0	1.5	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
31	集落営農 (125戸)	50ha	水稲 30ha 麦 20ha 大豆 20ha	1戸(40a)当たり平均所得 290千円				
32	集落営農 (50戸)	20ha	水稲 12ha 麦 8ha 大豆 8ha	1戸(40a)当たり平均所得 216千円				
33	集落営農 (25戸)	10ha	水稲 6ha 麦 4ha 大豆・そば 4ha	1戸(40a)当たり平均所得 200千円				中山間等条件 不利地域

○生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進 ・雑草稲の根絶に向けての対策を推進
麦、大豆、そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・2年3作の栽培体系などの推進により本作出産を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
な し	<ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
も も	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積維持 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
ぶ ど う	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
たまねぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・重点作物として、生産面積の拡大 ・機械化一貫体系の推進 ・機械適正や収穫時期拡大に合わせた最適な品種選定
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進 ・生産者の栽培技術高位平準化による、秀品率向上と単収向上
セルリー	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種等の導入 ・各種病害対策を講ずることによる作柄安定 ・露地、施設栽培の生産面積維持
ジュース用 トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・改良マルチ栽培 ・ホルモン剤の適正使用 ・機械の効率利用

アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入 ・露地栽培における雨よけ栽培の導入
スイートコーン	<ul style="list-style-type: none"> ・イエロー系の適期収穫、大穂生産と帯状化・先端不稔の防止
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・セル成型接ぎ木苗利用、養液土耕、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・セル成型接ぎ木苗利用、天敵利用、養液土耕、マルハナバチ利用、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌障害の防除、発芽までの灌水管理の徹底、直接播種の検討
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> ・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> ・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
ワサビ	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の自給率向上、生産出荷近代化施設の整備、ハイテク手法による新品種の開発
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・CSF(豚コレラ)の侵入防止の徹底と適切なワクチン接種

農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	No	区分	内容	年間所得	備考
	1	観光農園経営	観光農園(りんご、もも等) 直売施設 1 棟	2,000 千円程 度	
	2	共同加工経営	果樹、野菜等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設 は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産 地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛乳・乳製品等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

環 境 保 全 型 農 業 へ の 取 組 事	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力(人)		年間所得(千円)		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
	水稲+小麦+大豆	15ha	水稲 9ha、小麦 6ha、大豆 6ha	1.0	1.5	5,000	8,000	
野菜類複合	3ha	少量多品目栽培 (有機栽培)	1.0	2.0	5,000	8,000		

注 1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素分量)が
いずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね 50%以下の栽培を前提とした。

注 2) 長野県農業経営指標(平成 28 年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民
間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営指標（新規就農計画）

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご	100a	りんご 100a	1.0	1.0	2,500	3,500	
2	りんご+もも	100a	りんご 70a もも 30a	1.0	1.0	2,500	3,500	
3	りんご+なし	100a	りんご 60a なし 40a	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	りんご+ぶどう	110a	りんご 80a ぶどう 30a	1.0	1.0	2,500	3,500	
5	たまねぎ +他の野菜	70a	たまねぎ 50a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
6	ジュース用トマト +他の野菜	50a	トマト 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
7	アスパラガス +他の野菜	50a	アスパラガス 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
8	スイートコーン +他の野菜	60a	スイートコーン 40a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	採種(タネ)他 +他の野菜	50a	採種 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
10	セルリー(施設及び露地) +他の野菜	70a	セルリー 50a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
11	いちご(夏秋)	20a	いちご 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	施設野菜 (キュウリ、トマト、葉菜類等)	20a	ハウス 20a (2回転)	1.0	1.0	2,500	3,500	
13	シクラメン +他の鉢花	50a	シクラメン 40a 他の鉢花 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
14	カーネーション +他の花卉	30a	カーネーション 20a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
15	ストック(施設及び露地) +他の花卉	50a	ストック 40a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
16	キク(施設及び露地) +他の花卉	40a	キク 30a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 <p>2 経営管理及び生産技術</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。</p>
-------------------------	--

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

安曇野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、松本農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

2 市が主体的に行う取組

安曇野市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、松本農業農村支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や就農相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けたサポートを行います。

安曇野市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

安曇野市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

職業としての農業の魅力等を発信の施策としては、南安曇農業高等学校の生徒との連携及び園児・児童・生徒が農業に触れ合う機会を確保します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、松本農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

(1) 安曇野市

新規就農者の総合的な窓口を開設し、松本農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農前後の支援策等を行います。

(2) 松本農業農村支援センター

里親研修制度による研修先の斡旋、実践的な技術の習得支援を行います。

相談及び就農計画の作成指導、技術・経営等の指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

(3) 農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等の情報提供、現地調査、斡旋等を行うことにより農地取得等に向けた支援を行います。

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入に取り組みます。

(4) 農業協同組合

生産流通等の総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

また、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組むとともに、子会社における研修の受入等を行い、青年農業者等の就農をサポートします。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集等

安曇野市は、安曇野市農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、安曇野市の区域内において後継者がいない場合は、松本農業農村支援センター等の関係機関へ情報提供します。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に経営移譲を受けられるよう松本農業農村支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	
水田地帯	65%
園芸地帯	55%
中山間地帯	35%
市全体	60%

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の集積にあたっては「地域計画」の推進により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業を活用した推進を図るものとします。

(1) 水田地帯

市内では、8割を超える基盤整備事業が完了していることから、大規模農家による水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて、麦・大豆・そばをはじめ普通作物の作付けを促進するとともに、必要に応じ畦畔除去による大区画化等の基盤整備を行いながら農用地の流動化や農作業受委託を一層推進し、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。また、中核的経営体の確保育成が困難な地域にあつては、集落を基礎とした営農組織の検討を進めます。

(2) 園芸地帯

市内では、市南西部の果樹と湧水地でのわさびが産地として形成されています。今後とも、家族経営体・組織経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、円滑な経営の継承を促進し、基盤整備事業も活用しながら、産地の維持継承を図ります。

(3) 中山間地帯

農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域ごとの地理的特徴や特色を生かせる農業構造を模索し、中山間地域農業直接支払事業等も活用して荒廃農地の発生防止と農地の維持を図ります。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

安曇野市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し「地域計画」の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図ります。

担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、集落営農組織等の設立を図るエリア等の設定をするとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を推進します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

安曇野市は、長野県が策定した「長野県農業経営基盤強化促進基本方針」に定められた方向に即しつつ「地域計画」の推進を通じ、農業経営基盤の強化を促進する事業として、農地中間管理事業、農用地利用改善事業などを実施し、中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する法律第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条の第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、安曇野市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者については、農業者、安曇野市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、松本農業農村支援センター、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を安曇野市農政課に設置します。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、原則として、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

(3) 地域計画の適切な進捗管理

安曇野市は、地域計画の策定に当たって、松本農業農村支援センター・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

(4) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

安曇野市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、目標地図の策定及び見直しによって、同機構が行う事業の実施の促進を図ります。

安曇野市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとします。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用

地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施

安曇野市は、地域関係農業者等が、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規程を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他の農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を安曇野市に提出して、農用地利用規程について安曇野市の認定を受けることができます。

② 安曇野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 安曇野市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を安曇野市の掲示板への掲示により公告するものとします。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について農地中間管理事業を活用した利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」をいう。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有しているこ

となど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の中間管理権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 安曇野市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農地中間管理事業を活用した利用権設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農地中間管理事業を活用した利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に中間管理権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農地中間管理事業を活用した利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 安曇野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

② 安曇野市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、松本農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託

を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

(2) その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要です。

安曇野市では、農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ア 農業委員会その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには農地中間管理事業を活用した利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

第6 従前の利用権設定等促進事業の適正な管理に関する事項

安曇野市では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置の期間の間、従前の利用権設定等促進事業の適正な管理を行うために農用地利用集積計画を引き続き作成します。

なお、安曇野市では農地利用集積円滑化事業を農業協同組合と連携して実施してきましたが、今後は、農地中間管理事業へ統合を進めます。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
- ③ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 安曇野市長への確約書の提出や安曇野市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ④ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑤ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 安曇野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させます。

② 安曇野市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

2 農用地利用集積計画に関する事項

(1) 農用地利用集積計画の策定期間

① 安曇野市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

② 安曇野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(2) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、安曇野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

② 安曇野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(3) 農用地利用集積計画の作成

- ① 安曇野市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 安曇野市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、安曇野市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 安曇野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにすること。

(4) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「旧規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について安曇野市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(5) 同意

安曇野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、

使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとします。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることとします。

(6) 公告

安曇野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容うち(7)の①から⑥までに掲げる事項を安曇野市の掲示板への掲示により公告します。

(7) 公告の効果

安曇野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

(8) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めるものとします。

(9) 紛争の処理

安曇野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとします。

(10) 農業委員会への報告

安曇野市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（旧規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとします。

(11) 農用地利用集積計画の取消し等

① 安曇野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 安曇野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 安曇野市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を安曇野市の公報に記載することその他所定の手段により公告するものとします。

④ 安曇野市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなします。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 安曇野市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図ります。
- (2) 安曇野市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとします。

4 農地利用集積円滑化事業に関する事項

安曇野市では農地利用集積円滑化事業を農業協同組合と連携して実施してきましたが、今後は、農地中間管理事業へ統合を進めます。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第6の1（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とします。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができます。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とします。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとします。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定します。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定します。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定します。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとします。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものので定められる借賃の支払い等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書きの承認基準に適合するものでなければなりません。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとします。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとします。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとします。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとします。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、安曇野市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとします。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受けるける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定します。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定します。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定します。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとします。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとします。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定します。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとします。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行なわれたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとします。</p>